

令和7年度(2025年度)採用
姫路市後期高齢者医療保険課
保健指導・相談業務職員
(会計年度任用職員)
採用試験案内



しろまるひめ

- 試 験 日 令和7年8月20日(水)午前
- 受 付 期 間 令和7年8月1日(金)から
同年8月18日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- 試 験 会 場 姫路市後期高齢者医療保険課
- 受 験 申 込 先 姫路市後期高齢者医療保険課
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
電話番号 079(221)2315

職務内容・募集する職種・勤務場所

■職務内容

高齢者に対する保健指導・相談業務(家庭訪問含む)
高齢者の集まる場における健康教育
保健指導に必要なデータ入力・集計・分析等の事務

■募集する職種・人数

歯科衛生士 1名

■勤務場所

後期高齢者医療保険課(姫路市役所本庁1階)

受験資格

次のいずれも満たす者

- 歯科衛生士の資格を有する者
- 普通自動車運転免許を有する者
- パソコンの基本的操作ができる者

以下の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事項に該当する場合は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又その執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

申込手続

必要書類を後期高齢者医療保険課へ持参又は郵送してください。

■必要書類

- 1 受験申込書(所定のもので本人自筆、写真を貼付のこと)
※写真は縦4cm×横3cm、上半身無帽、正面、申込前3カ月以内に撮影したもの
- 2 受験資格確認書類(歯科衛生士免許証の写し、普通自動車運転免許証の写し)

■申込期間

令和7年8月1日(金)から同月18日(月)まで(ただし、土・日・祝を除く)
※郵送の場合は8月18日(月)17時00分に申込場所必着のこと
※提出された書類は返却されません。

■申込場所・時間

姫路市後期高齢者医療保険課
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
電話番号 079-221-2315
9時00分から17時00分まで

採用試験

■試験日

令和7年8月20日(水)午前(時間は申込受付後案内します。)

■場所

姫路市後期高齢者医療保険課(申込場所と同じ)

■選考方法

書類選考と面接

■試験の結果

8月26日(火)までに受験者全員に通知します。

なお、この試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により口頭の請求による本人への情報提供を実施します。電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を持参の上、受験者本人が直接請求してください。

請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
不合格者	総合得点・総合順位及び合格最低総合得点	結果通知の日から令和7年9月19日(金)まで	姫路市役所 後期高齢者医療保険課

勤務条件等

■身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号のパートタイムの会計年度任用職員として任用されます。

■任用期間

令和7年9月1日～令和8年3月31日

※採用後1月間は、条件付採用期間となります。採用後1月間の勤務日数が15日未満の場合は条件付採用期間が延長されることがあります。

※業務上の必要があり、能力実証の結果が良好であれば、連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります。

■勤務時間

週15時間程度〔8時35分～17時20分の間で勤務日数、時間については相談の上決定〕

※土日祝日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く

■報酬等

時給(地域手当相当額含む) 歯科衛生士 1,392円

報酬の他に、通勤手当に相当する費用が支給されます。

■休暇

年次有給休暇、特別休暇等(本市の規程に基づいて付与されます。)

■その他

副業をしている場合はその旨の届出が必要です。また、当市の勤務時間を合わせた週当たりの勤務時間が38時間45分を超える場合は採用できません。

問い合わせ先

■姫路市後期高齢者医療保険課

電話 079-221-2315

9時00分から17時00分まで(ただし、土・日・祝を除く)